

## 毎月勤労統計に係る雇用調整助成金等の追加給付について

次の理由により、毎月勤労統計に係る雇用調整助成金等の追加給付の必要があるので、雇用保険法施行規則等を改正し、附則に特例措置を設けて対応してはどうか。

1 每月勤労統計における今般の事案により、同調査の平均給与額(毎月勤労統計の「きまって支給する給与」を基に算定)の変動を基礎としてスライド率を算定している雇用保険の基本手当の賃金日額の上限額等に影響が生じ、結果として基本手当日額に影響が生じているところである。

このため、平成16年度から平成30年度までの間、前年度の従業員の平均給与額等から1人1日あたりの助成額単価を算出して、その助成額単価が雇用保険の基本手当日額の最高額を超える場合には当該最高額を助成額単価として支給額を算定している雇用調整助成金等の事業主向け助成金(※)(雇用保険法施行規則等に規定)の支給額についても、影響が生じているところである。

※ 育児・介護雇用安定等助成金(育児休業取得促進等助成金(育児休業取得促進措置)、育児・介護雇用安定等助成金(育児休業取得促進等助成金(短時間勤務促進措置))、中小企業人材確保支援助成金(中小企業雇用管理改善助成金)、建設雇用改善助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金(教育訓練受講給付金))、建設雇用改善助成金(建設教育訓練助成金(建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練))

2 また同様に、平成16年度から平成30年度までの平均給与額の変化率を参考に算定された、賃金日額の最低額、自動変更対象額及び控除額を適用し算定された就職促進手当(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則等に規定)の給付額についても影響が生じているところである。

3 これらについて、支給額に影響が生じている事業主等を対象に、「きまって支給する給与の再集計値」及び「給付のための推計値」を基に特例措置により算定した平均給与額のスライド率に応じて変更された雇用保険の基本手当日額の最高額を支給限度額等に適用し算定された助成金等の額と、既に支払われた助成金等の額の差額を支給するとともに、その差額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を支給することとする。

4 上記について、具体的には、雇用保険部会において審議する予定である、毎月勤労統計における今般の事案を受けた基本手当の賃金日額の上限額等の改正に併せて、雇用保険法施行規則や、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則等の附則に規定を設けて対応するものである。

## (参考) 追加給付を行う事業主向け助成金等①

	<b>雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金 (H20年度～H24年度)を含む)</b>	<b>就職促進手当 (労働施策総合推進法) ※ 一般会計</b>
<b>主な制度概要</b>	景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。	中高年齢失業者等求職手帳所持者、認定駐留軍関係離職者等の求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金。
<b>毎月勤労統計 との関係</b>	休業等に係る賃金等の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に助成率を乗じて得た額（1人1日あたり雇用保険基本手当日額の最高額を限度）。	就職促進手当の日額算定は、支給対象者の賃金日額により影響を受けるが、当該賃金日額の最低額及び一定の額の範囲は、毎月勤労統計をもとにした各年度の平均給与額の変化率に応じ変更される。 支給対象者が自己の労働によって収入を得た場合の控除額についても同様に、毎月勤労統計をもとにした各年度の平均給与額の変化率に応じ変更される。

## (参考) 追加給付を行う事業主向け助成金等②

	育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置））	育児・介護雇用安定等助成金（育児休業取得促進等助成金（短時間勤務促進措置））	中小企業人材確保支援助成金（中小企業雇用管理改善助成金）	建設雇用改善助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金(教育訓練受講給付金))	建設雇用改善助成金(建設教育訓練助成金(建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練))
主な制度概要	労働者に対し育児休業を利用させ、経済的支援を行う事業主に対する助成	労働者に対し養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行う事業主に対する助成	雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の構成中小企業者又は個別中小企業者が労働者に対し職業に関する相談を行うための設備・施設を設置・整備又は職業相談者を配置する事業を行い、併せて労働者の雇入れを行った場合に助成	新規・成長分野に係る事業を行う建設事業主が、その雇用する労働者に当該事業に従事するために必要な教育訓練を受講させた場合に、その期間に支払った賃金の一部を助成	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が、対象労働者に教育訓練を受講させた場合に、その期間に支払った賃金の一部を助成
毎月勤労統計との関係	対象事業主が行う経済的支援の額に助成率を乗じて得た額。ただし、次のイ、ロの額のいずれか低い額に支給対象期の日数を乗じて得た額を限度。 イ 対象被保険者の休業開始時賃金日額の3/10。 ロ 雇用保険の賃金日額（30歳以上45歳未満）の上限額の3/10。	対象者1人あたりの基準額を支給対象期間中における1月あたりの平均所定労働日数で除して得た額に、支給対象期間中に短時間勤務制度を利用した日数を乗じて得た額。ただし、雇用保険の基本手当日額（30歳以上45歳未満）の最高額に30を乗じて得た額を限度。	事業主が配置する職業相談者にかかる賃金等の1/3の額。ただし、雇用保険の基本手当日額の最高額に支給の対象となる日数を乗じて得た額に330を乗じて365で除して得た額を限度（職業相談者配置事業）。	対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の1/2（中小企業にあっては2/3）に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数（1コース150日を限度）を乗じて得た額。ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額を限度。	対象教育訓練を受けさせる期間に支払った通常の賃金の1/2（中小企業にあっては2/3）に相当する額に、対象教育訓練を受けさせた日数（1コース150日を限度）を乗じて得た額。ただし、その額を当該日数で除して得た額が雇用保険の基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額を限度。
支給対象期間	H19～22年度	H19～22年度	H16～17年度	H16～17年度	H17～22年度